

市川町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2873400366号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 市川町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 兵庫県神崎郡市川町甘地323-1
- (3) 電話番号 0790-26-1988
- (4) 代表者氏名 会長 前川 好文
- (5) 設立年月 昭和47年2月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 市川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要援護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境等、要援護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要援護者が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 市川町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
平成12年 4月 1日指定 兵庫県2873400366号
- (4) 事業所の所在地 兵庫県神崎郡市川町甘地323-1
- (5) 電話番号 0790-26-1988
- (6) 管理者 氏名 前田 弘美
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. 利用者の方が要援護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して援助を行います。
 - 2. 利用者の方の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の方の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
 - 3. 利用者の方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
 - 4. 事業の実施に当たっては、市川町、市川町地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成12年 4月 1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 市川町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 但し、国民の休日・12月29日～1月3日を除く
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時15分 但し、国民の休日・12月29日～1月3日を除く

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者 1名
介護支援専門員 常勤専従 1名 非常勤兼務 1名以上
(常勤換算 1.5名以上)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
(例) 週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

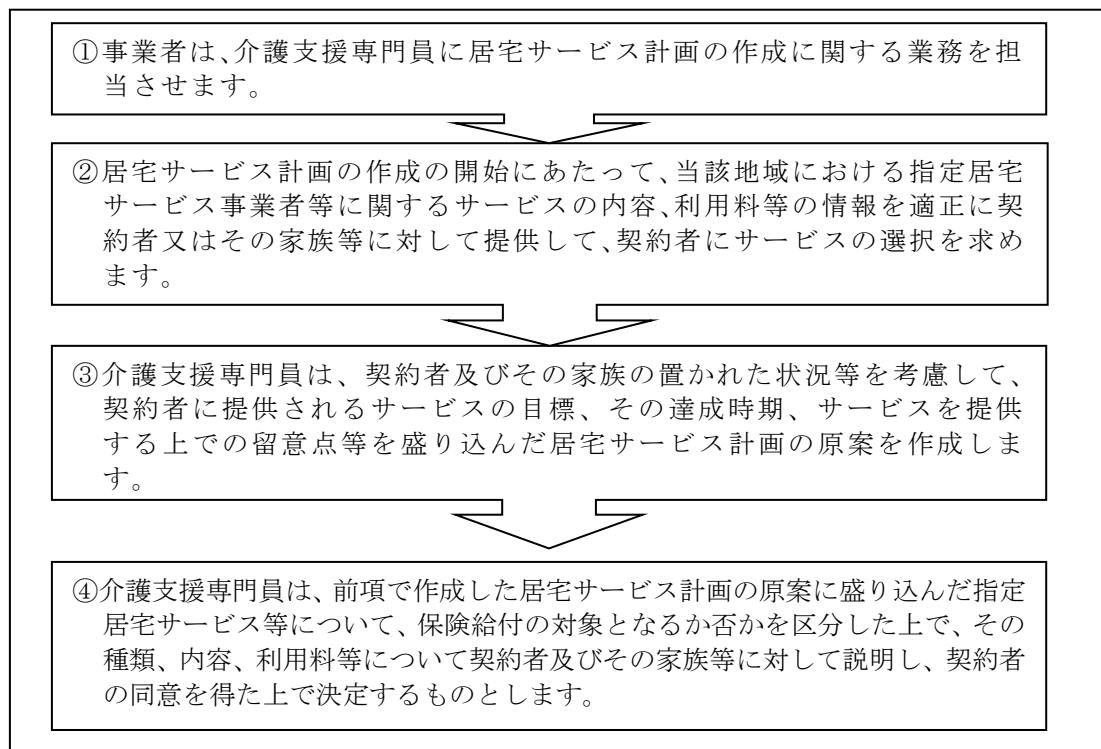
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1、2	要介護 3～5
円	円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 事業者の責務について

(1) 居宅介護支援の提供内容の記録について

ご契約者に提供したサービス提供の記録は、5年間保管します。記録については、ご利用者のご利用者の後見人（必要に応じてご利用者のご家族を含む）に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

(2) 秘密保持と個人情報の保護について（守秘義務）

事業者及び従業員がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で、ご利用者もしくはご家族の情報を使用することがあります。この場合には、あらかじめご利用者もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名・捺印をいただきます。なお、情報仕様にご同意いただけない場合は、円滑なサービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

ただし、事業者は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(3) 身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時およびご利用者またはそのご家族から求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

(4) 賠償責任について

①事業者は、サービス提供にあたり、ご利用者やご家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、速やかにご利用者やご家族に対して損害を賠償いたします。ただし、事業者に過失がなかった場合はこの限りではありません。

②事業者は、ひょうご福祉サービス総合保障制度に加入しています。

8. ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書第16条第1項第二号の遵守をお願いいたします。お守りいただかず、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、同号ウ～オの例を下記に例示しますのでご確認ください。

(1) 身体的暴力（身体的な力を使い危害を及ぼす行為）

※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます

例：・コップを投げる

- ・蹴る
- ・手のひらを払いのける
- ・たたく
- ・手をひっかく
- ・つねる
- ・首を絞める
- ・唾を吐く
- ・服を引きちぎる

(2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）

例：・大声を発する

- ・怒鳴る
- ・気に入っている職員以外に批判的な言動をする
- ・威圧的な態度で苦情を言い続ける
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする

(3) セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：・必要もなく手や腕をさわる

- ・抱きしめる
- ・裸の写真を見せる
- ・業務中あからさまに性的な話をする
- ・卑猥な言動を繰り返す
- ・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
- ・業務中の職員の衣服に手を入れる

9. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、速やかに主治医およびご家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

（電 話） 0790-26-1988

（担当者） 市川町社会福祉協議会 事務局長 青田 真吾

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

（但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

市川町役場 介護保険担当課	所在地	市川町西川辺165-3
	電話番号	0790-26-1010
	受付時間	8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 センタープラザ内
	電話番号	078-332-5617
	FAX	078-332-5650
	受付時間	9:00～17:15（月～金）
兵庫県社会福祉協議会	所在地	神戸市中央区坂口通2丁目1番18号
	電話番号	078-242-4633
	受付時間	9:00～17:15（月～金）

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

市川町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
説明者職名 介護支援専門員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--